

Q1 居住者が入院や施設入所等の理由により、空き家になる（なった）がどうすればよいか

土地建物については、周囲に悪影響を及ぼさないよう、定期的なメンテナンスが必要です。
また、緊急時や何かあった時のために、ご近所に連絡先等伝えておくと、近隣の方も安心されるようです。

Q2 空き家になったことを区役所に報告する必要があるか

区役所への報告は不要です。
なお、再度居住や使用される予定が無い場合、今後その建物をどうするか、早めにご家族の方と話し合いをされることを推奨いたします。

Q3 相続登記はどのように行ったらよいか

以下の法務省のウェブサイトをご参照ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html
【不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～】
なお、中野区は司法書士会を含む専門家団体と協定を締結しております。専門家団体の案内も可能です

Q4 空き家の樹木の伐採を依頼したい

中野区では、区内で造園緑化業を営む団体である中野区造園緑化業協会の協力を得て、定期的に園芸緑化相談を行っています。庭木の手入れ方法や病虫害対策など、花木に関する相談に応じています。
中野区造園緑化業協会（電話番号 03-3383-2431）
なお、軽微な手入れは、中野区シルバー人材センター（電話番号 03-3366-7971）でも請負っています。

Q5 空き家内にある家財等を処分したい

家財整理を行う事業者団体で、退去等に伴う家財整理や遺品整理、空家整理に関する相談等ができます。
一般社団法人家財整理相談窓口：0120-012-620

Q6 空き家の解体に対する補助制度はあるか

震災時に火災の発生や建物の倒壊等の危険性が高い地域で、耐震性の不十分な古い木造住宅の建替え・除却を行う場合、区の指定する条件を満たす場合、その費用の一部を助成できる場合があります。
詳しくは建築課耐震化促進係（03-3228-5576【直通】までご相談ください。）